

議提第 3 号

「ライドシェア」に関する意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和元年12月19日

提出者 白石市議会議員 佐久間 儀 郎

賛成者 白石市議会議員 佐 藤 秀 行

〃 〃 松 野 久 郎

〃 〃 大 森 貴 之

〃 〃 平 間 知 一

〃 〃 伊 藤 勝 美

〃 〃 保 科 善一郎

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

「ライドシェア」に関する意見書

タクシー事業は、地域公共交通として地域住民の足、交通弱者の交通手段として重要な役割を果たしているだけでなく、東日本大震災から8年余りが経過し、集中復興期間から復興・創生という新たなステージに入ってきている中、その担い手の一員として地域公共交通の責務を果たそうと努めている。

昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目のもと、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する白タク行為を認めようとする動きが一部民間から提案されているが、「ライドシェア」には、その事業主体が運行管理や車両整備等の運行に関する責任を負わず、自家用車のドライバーが運行責任を負う形態を前提としている点に最大の問題がある。

タクシー事業では、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけ、安全・安心な輸送サービスを提供しているが、こうした動きは、地域公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成のもと、成立した改正タクシー特措法の意義を損なうものである。

よって、地域住民の安全を脅かし、地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する白タク行為を認めることのないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

宮城県白石市議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
国土交通大臣	赤羽一嘉	殿
内閣府特命担当大臣(規制改革)	北村誠吾	殿